

令和6年度鳥取県国民健康保険団体連合会
広報業務仕様書

鳥取県国民健康保険団体連合会

(目次)

1	業務名	2
2	目的	2
3	業務の期間	2
4	委託上限額	2
5	業務の内容	2
(1)	データヘルスの取組の情報発信	2
(2)	地域を軸とした予防・健康づくりの取組発信	2
(3)	健康づくりをテーマとしたコンテストの企画・運営	2
(4)	健康意識の啓発に向けた情報発信	3
(5)	SNS等による情報発信	3
(6)	効果検証	3
(7)	提案による独自取組	3
6	業務実施に係る留意点	3
(1)	業務全体に係る留意点	3
(2)	情報発信の時期・方法に係る留意点	3
(3)	健康づくりをテーマとしたコンテストの企画・運営に係る留意点	3
7	納入成果物	4
8	契約に関する事項	4
(1)	契約の締結	4
(2)	再委託の禁止	4
(3)	契約保証金	4
9	支払に関する事項	4
10	その他	4
(1)	暴力団の排除	4
(2)	個人情報の取扱いなど	4

1 業務名

令和6年度鳥取県国民健康保険団体連合会広報業務

2 目的

鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）は、地方自治体の医療・保健・介護・福祉の業務支援を専門的、総合的に行う機関として、様々な広報を行っている。

本業務においては、次に掲げるような目的を達成するために、専門的知見及び業務遂行能力を有する者に、広報業務を委託するものである。

- ・鳥取県及び会員保険者の予防・健康づくり等の取組を発信することで、住民の健康寿命・平均自立期間の延伸、医療費の適正化などにつなげる。
- ・健康無関心層を含む多様な層に向けた情報発信する。

3 業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 業務の内容

次の(1)～(6)の項目を、すべて満たしていること。

(1) データヘルスの取組の情報発信

健康・医療ビッグデータ、住民向けアプリ（とっとり健康+プラス）を活用した保健事業など、鳥取県におけるデータヘルスの取組を情報発信すること。

住民向けアプリ（とっとり健康+プラス）利用促進に向けた情報発信については、住民向けアプリに係る開発等の関係者、住民向けアプリを活用する医療保険者等の保健事業現場、住民向けアプリを利用する住民などを取材し、時勢を捉えた内容、タイミングで情報発信すること。

なお、住民向けアプリの情報発信においては、単なる周知に留まらず特定健診の受診率向上などを目指した構成とし、10～15分程度のメディア広報を想定している。

また、作成した映像は、本会のイベント会場や、インターネットを通じての活用を予定しているため、それが可能な権利処理を行うこと。

※別添「参考1-1」、「参考1-2」、「参考1-3」各資料を参照

(2) 地域を軸とした予防・健康づくりの取組発信

地域コミュニティでの医療・福祉の取組、県内で行われる健康づくりイベントの情報を収集し、本会・市町村・鳥取県在宅等保健師の会「梨花の会」・その他関係団体との連携・協働する保健事業の取組などについて情報発信すること。

※別添「参考2-1」、「参考2-2」各資料を参照

(3) 健康づくりをテーマとしたコンテストの企画・運営

県民の予防・健康づくりへの意識向上を図るために開催する健康づくりをテーマとしたフォト川柳（写真と川柳がセットとなった作品）コンテストについて、企画・運営、作品の募集に関する周知、受賞作品を活用した広報などを行うこと。

また、新たな層の応募者が見込めるように、独自の工夫を取り入れたものとする。

※別添「参考3」参照

(4) 健康意識の啓発に向けた情報発信

県民の健康づくりへの関心を促進させ、介護・フレイル予防及び特定健診の受診率向上や県民の行動変容につながる施策展開及び情報発信とすること。

情報発信にあたっては、健康・医療データ分析センターの取組（データ分析結果）や健康イベントなどに関する取材、コンテストの受賞作品などを活用すること。

(5) SNS等による情報発信

SNS等、多岐にわたるツールを活用し、積極的に情報発信すること。

（例：受託者の管理するWebページやSNSアカウント、メルマガなどでの情報発信。）

本業務に含まれない本会の業務についても、可能な限り情報発信に協力すること。

（例：本会の実施する県民向けの健康づくりに関するイベントの周知など。）

本会のSNSアカウント（Xを想定）について、情報拡散のために必要な支援を行うこと。

（例：年間を通して本業務の発信を担当する者（県内に発信力をもつイメージキャラクター）を選出し、契約期間を通して、本会のXアカウントにて発信する内容に対して、担当者が必要に応じてリポストや返信等を行い、担当者のフォロワーなどにも周知を図るなど。）

(6) 効果検証

県民への効果的なアプローチとするため本業務の効果を検証し、実効的な情報発信の手段・方法などの見直しを行うこと。

(7) 提案による独自取組

上記のほか、本業務の目的を達成するための情報発信などの独自取組については実施を妨げない。

6 業務実施に係る留意点

(1) 業務全体に係る留意点

マスメディアなどを活用した効果的な企画・情報発信を行うこと。

単一のメディアのみに限定するのではなく、複数のメディアを活用して情報発信を行うこと。

上記「5」記載の各業務に対し単発での情報発信とせず、本業務全体で一体感のある打出しとすること。

※必要に応じ、鳥取県国民健康保険マスコットキャラクター「けんぞうくん」（右図）を活用、本会ホームページ（kokuhoren@tottori.kokuhoren.jp）、本会Xアカウント（@torikokuhoren）と連携すること



(2) 情報発信の時期・方法に係る留意点

情報発信にあたっては、時勢を捉えた内容、タイミングで実施すること。

- ・鳥取県内の特定健診の実施時期を考慮し、特定健診の受診促進に関する広報スケジュールとすること。
- ・各医療保険者の実施する保健活動に合わせ、介護・フレイル予防の情報発信を行うこと。

(3) 健康づくりをテーマとしたコンテストの企画・運営に係る留意点

より多くの、より良い作品募集につながるような話題性のある周知活動、募集・審査方法を提案すること。

表彰式の実施や、受賞作品のポスター作成・配布、巡回展示など、受賞者及び受賞作品を活用し、健康無関心層にも健康づくりに興味をもってもらえるよう工夫すること。

7 納入成果物

業務の完了を証するものとして、下表1に記載する成果物などを提出すること。

(表1：成果物一覧)

No.	成果物
1	情報発信の結果が分かる資料 (㊟テレビCMなどによる情報発信の場合は、放送スケジュールなど)
2	実際の広報物など (㊟ポスター、テレビ番組動画)
3	情報発信の実施結果に関する報告書
4	健康づくりをテーマとしたコンテストの実施結果に関する報告書
5	効果検証の結果に関する報告書

※その他、業務の実施にあたり、本会が求める納入物を提出すること。

8 契約に関する事項

(1) 契約の締結

「令和6年度鳥取県国民健康保険団体連合会広報業務に係るプロポーザル選考実施要領」に記載した「企画提案書」の評価の結果、最優秀提案者として選出された者を契約予定者とし、「企画提案書」の趣旨を逸脱しない範囲で内容の変更など契約締結に係る協議を行ったうえで、契約を締結する。

協議が不調のときは、評価結果が上位の者から順に契約締結に係る協議を行う。

(2) 再委託の禁止

本業務の受託者が再委託をする場合は、再委託先の名称、住所、その他本会が要求する資料を添え、事前に本会の承認を得なくてはならない。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

9 支払に関する事項

業務完了後の出来高払いを基本とし、本会による検収完了後、10日を締切に受託者が請求を行った場合、原則、当月末日までに金融機関口座への振込の方法で受託者に支払うものとする。

なお、受託者が部分払いを希望する場合、該当する業務の完了を証する成果物を本会に納入し、本会の検査に合格したことをもって、該当業務に係る請求及び支払に応じるものとする。

10 その他

(1) 暴力団の排除

本業務の受託者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員の統制の下にある団体に該当する場合、業務委託に係る契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

(2) 個人情報の取扱いなど

本業務の受託者が業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、別添「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。